

## 審査会後に寄せられた委員意見と事業者見解

(1 / 1)

No	項目	質疑・意見の概要	事業者の見解	備考
1	総合評価	重要と思われる環境要素に関して代替案を設定していることは理解できるが、重要な環境影響について不正確な方法により評価をして、予測方法の議論をはじめ前に選択肢を限定することは配慮書作成の意図に反する行為であることから、結論の書き方については、再考の必要がある。	計画段階配慮事項は、既存の知見・文献をもとに重大な環境影響を回避できないものを選定し予測・評価を行うこととなっています。 また、評価は、構造等に関する複数案が設定されている場合には当該複数案ごとに環境影響の重大性の程度を比較することになっています。(※) 今後、詳細な環境調査を行い、発電所アセス省令に基づき予測・評価を実施します。 (※) 発電所アセス省令第9条による	
2	大気質	今回は、SO <sub>2</sub> 、NO <sub>2</sub> 、SPMの予測にとどまっているが、準備書段階では新たに排出基準が追加された水銀についても予測・評価する必要がある。この際、原料の種類によって含有量が異なると考えられるので、原料炭を決定できない場合には、悪条件を用いて予測する必要があると考えられる。	新たな排出基準が設定された水銀については、今後、詳細な環境調査を行い、燃料の石炭の性状を踏まえて予測・評価を実施します。	
3	水質	一般に水中放水の方が温排水の拡散範囲は狭くなるとされているが、表層放水とした理由は放水口近傍の水深の状況或は重要種の生息の状況を考慮したためか。	水中放水方式は、下層の低温水との混合希釈により水温上昇を抑制する方式です。今回の放水計画地点は、泊地内の狭い水域となっているため、水中放水方式の巻き込みによる温排水の抑制効果が期待できないことから、表層放水方式を採用することとしました。 なお、温排水を北側の泊地方向に放水することで、水温の上昇域を東京湾に広がらないよう配慮しています。 また、今後詳細な環境調査を実施し、重要種の確認等を行い予測・評価を行っていきます。	
4	水質	干潟まで距離があるので影響はないと記載され、第 4.3.2-1 図を示されているので、温排水拡散について2及び1℃の範囲も第 4.3.2-2 図に色分けし記載した方が理解されるのではないか。	2℃および1℃の温排水拡散範囲については、周辺海域の詳細な水温・流況等の調査結果に基づき、準備書段階で予測・評価を実施する予定です。	
5	廃棄物	今回の予測・評価項目に廃棄物を取り上げられていないが、石炭火力を計画する場合には、石炭灰の予測・評価が大きな要因を持つと考えられる。次の方法書段階においては、これらの取り扱いを明確にし、定量的な予測評価が必要と考えられる。	施設の稼働に伴い発生する石炭灰については、セメント原材料等として有効利用する計画です なお、方法書以降において、発生量、有効利用量について検討を行い定量的に予測・評価を行います。	